

2012年10月1日

エコマーク商品類型 No.145「プロジェクタ Version1.2」認定基準の
改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

本認定基準において、EUのErP指令(2009/125EC)に準拠し、待機時消費電力を1W以下と規定しているが、ErP指令(2009/125EC)では2013年1月以降に上市される製品は、待機時消費電力0.50W以下が適用されることになっている。本認定基準においても、最新の規定に準拠するよう改定を行います。

2. 改定箇所 (*下線部を追加、見え消し部を削除)

4. 認定の基準と証明方法

4-1-2 エネルギー消費

(8) 待機時消費電力は機種ごとに 0.50~~1~~W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。

3. 改定日： 2013年1月1日

以上